

竹島=独島漁業の歴史と誤解（2）

竹島=独島漁業の歴史と誤解（2）

朴炳渉

(竹島=独島問題研究ネット・代表)

History of the Fishery of Dokdo=Takeshima
and Misunderstandings (2)

PARK Byoung-sup

2011年10月

北東アジア文化研究 第34号

鳥取短期大学北東アジア文化総合研究所

朴炳渉

(竹島=独島問題研究ネット・代表)

History of the Fishery of Dokdo=Takeshima
and Misunderstandings (2)

PARK Byoung-sup

キーワード：イカ・カニ漁 (squid/crab fishing)

日本漁船拿捕 (seizures of Japanese fishing boats)

李承晩ライン (Lee Seungman Line)

1 前号までの要約

前号までに記した竹島=独島漁業を要約すると次のとおりである。竹島=独島は漁場としてきわめて魅力に乏かったため長い間ほとんど顧みられなかったが、1899（明治32）年ころから同島でアワビ漁およびフカ漁が鬱陵島を基地にして始まった。また、1903年からアシカ猟が隱岐を基地にして始まり、翌年からは鬱陵島を基地にしてもおこなわれた。

しかし、1905年2月に竹島=独島が日本領に編入されたのちはアシカ猟が許可制になり、6月以降は島根県から許可された2～4名が共同で一枚の「海驥漁業鑑札」を携帯しておこなわれるのみになった。アシカ猟以外の漁業は当初は禁止されたが、やがて、アシカ猟の鑑札を持つ者のみがアワビやサザエなどの根付漁業をおこなえるようになった。それ以外の漁業は禁止され、禁漁区とされた。

アシカ猟を許可された中井らは竹島漁獵合資会社を設立して竹島=独島でア

シカを毎年千頭以上も乱獲した。このためアシカは1910年には激減し、会社は次第に経営難になって実質的に中井の個人経営になった。中井は製氷工場など新規事業のために借金したところ失敗して返済不能になり、アシカ漁業権を1928年には完全に放棄した。

中井が撤退したのち、アシカ漁業権を有する橋岡忠重らが1933（昭和8）年にブローカーから融資を受けて猟を再開し、毎年アシカを数十頭捕らえてブローカーをつうじて動物園やサーカスへ売った。同時に竹島＝独島でアワビなどを採取したが、1938年に根付漁業の権利と称するものを麟陵島で缶詰工場を営む奥村に不法に売り、アワビなどの採取を中止した。橋岡らは、みずから根付漁業をおこなうことはできるが、他人に譲渡できるような権利はもちろん有していないかった。やがて日本が第二次世界大戦に参戦するやアシカの需要がなくなり、1941（昭和16）年にはアシカ猟を放棄せざるをえなかった。また、彼らのアシカ漁業権の鑑札も失効した。

戦後、竹島＝独島は連合軍指令SCAPIN 677号により日本の管轄外にされ、さらにマッカーサーライン（マ・ライン）の外側におかれたので日本からの出漁は不可能になった。その間、麟陵島からは毎年のように大勢の朝鮮人が出漁し、アワビやワカメなどを採取した。その様子が日本の巡視船などによりたびたび目撃・記録された。

マッカーサーラインは、サンフランシスコ平和条約が発効する3日前に連合軍指令により廃止された。島根県は平和条約発効により竹島＝独島は日本領になつたと勝手に解釈し、アシカ猟の再開をはかった。具体的には、1953年5月に竹島＝独島が米軍爆撃演習地の指定から解除になるや、島根県はかつてのアシカ猟関係者である隱岐島久見の橋岡忠重ら3名にアシカ猟を6月10日付で許可した。さらに6月19日付で隱岐島漁業協同組合連合会に竹島＝独島海面の共同漁業権を許可した。これは新規の根付漁業免許であり、現実的に漁業が可能かどうかは別問題であった。

さらに島根県や日本政府は竹島＝独島の支配をもくろんで、同島への政治的な官製出漁を用意した。1954年5月3日、海上保安庁や島根県は、隱岐島の八幡尚義らと小船を県の漁業取締船へ乗せ、それを海上保安庁の巡視船が竹島＝

独島まで護衛し、八幡らに根付漁業をやらせた。これが戦後における日本漁船の竹島＝独島での最初にして最後の根付漁業であった。

上記の要約に付言すれば、島根県が1953年に許可した二つの漁業免許は「瑕疵のある行政行為¹⁾」であった。これらの免許は対象地を「穩地郡五箇村竹島」としているが、この記載は不適当であった。すなわち、「国有地台帳に20年11月1日、海軍より引継を受けた竹島防御区について備考欄に島根県穩地郡五箇村竹島とあるを唯一の公文書²⁾」なのに、その「独島」を明確な法的根拠もなく「竹島」に変えたのは問題であった。この瑕疵はその後も補正されなかつたようである。

2 李承晩ラインへの誤解

1952年1月18日、韓国はマッカーサーラインが廃止されるのを見越して、それに代わる規制線として李承晩ライン（平和線）を宣布し、その中に竹島＝独島を含めた。この李ラインについて島根県は竹島＝独島との関連を『フォトしまね』161号、「特集竹島」15頁にこう記した。

竹島（韓国名・独島）へは、1905年に島根県に編入される以前から、隱岐島民らが渡り、長い間アシカなどの漁労をしてきた。ところが、突然の李ラインの設定で、状況は一変。65年に日韓基本条約と日韓漁業協定が結ばれるまでの間、300隻を超す日本漁船が韓国側に拿捕された。うち、島根県の漁船は11隻で、114人の乗組員が連行された。

この文を読んだ人はおそらく、(A)李ラインの設定でアシカ猟が中断を余儀なくされた、(B)竹島＝独島周辺で300隻以上の日本漁船が拿捕された、と理解するであろう。しかし、(A)アシカ猟が中断したのは戦争のためにアシカ猟業者がみずから猟を放棄したのであり、李ラインとは無関係である。一方、(B)漁船の拿捕については後にくわしく検証するが、竹島＝独島周辺で李ラインを侵して拿捕された漁船は1隻も知られていない。それにもかかわらず、竹島＝独島問題に李ラインでの拿捕をからめるかのような扱いは『フォトしまね』の随所に

みられる。他の例では、同パンフレットは上記の竹島＝独島での官製漁業をおこなった八幡尚義の体験談を載せているが、そのすぐ下に李ラインを侵して拿捕された漁船の機関長の抑留体験談を掲載している。いかにも拿捕が竹島＝独島と密接な関連があると言わんばかりの紙面レイアウトになっている。こうした手法は島根県だけではない。たとえば、下條正男は著書『竹島は日韓どちらのものか』にて李ラインでの拿捕をわざわざ取りあげてこう記した。

ちなみに「李承晩ライン」によって韓国側に拿捕された日本漁船は計233隻、抑留された漁船員2,791人、死亡した漁船員5名、沈没船3隻、返還されない船173隻に及んだ。

ここで注意すべきは、下條は同書にて日本漁船の拿捕と竹島＝独島を直接関連づけていないのであるが、読者は両者をイメージ的に結びつけてしまうのである。たとえば、下條の同書を参考にして朴裕河は著書『和解のために』で次のように記した。

日本の（李ラインに関する、筆者注）主張は、韓国ではよく知られていないかった事実、すなわち独島のせいで日本の漁民までが射殺され、韓国が日本の漁船を拿捕し、さらには返還しない場合もあったという事実を知らしめてくれる³⁾。

朴裕河は「独島のせいで」日本漁船が拿捕され、漁民が射殺されたと信じているが、これは後述のように誤解である。こうした誤解は根深く、マスコミの記事にも見られる。藤井賢二は「竹島問題のために日本人が殺害されたとする、事実とは異なるこの記事（『週刊ポスト』42-40、2010.10）のような論調は好ましくない⁴⁾」と戒めている。ちなみに朴は『和解のために』で朝日新聞社の第7回大佛次郎論壇賞を受賞するほどの知日派である。朴裕河の誤解を単に彼女の読み力不足と結論づけたのでは彼女に対して失礼になろうか。彼女以外にもそのような誤解をした知韓派の研究者が散見されるからである。そればかり

か、彼女に賞を与えた朝日新聞社ですら竹島＝独島周辺で日本漁船が多数拿捕されたと思いこんでいるようで、同社の社説（2006.4.20）は「かつて（竹島＝独島、筆者注）周辺で操業する日本漁船を多数、拿捕したこともある」と、事実に反することを流布した。実際は、李ラインが撤廃されて24年後にわずか1隻が拿捕されたことが知られているのみである。この船は後述のように翌日には釈放された。

このように、竹島＝独島周辺で李ラインを侵して多くの日本漁船が拿捕されたという神話が広く横行しているが、これについて藤井は「竹島近海は水深が深く底曳網漁業の好漁場ではなかった。よって、竹島近海で日本漁船の大量拿捕があったかのような言説は偽りである⁵⁾」と述べている。これを資料で検討したのが福原裕二であり、彼は藤井が『日韓漁業対策運動史』をもとに作成した拿捕の表を引用してこう記した。

表6（注6または注5の表、筆者注）によれば、李承晩ラインが設定された1952年から日韓会談が妥結した1965年までに韓国に拿捕された日本漁船の総計は229隻（実際には、233隻2,791名）である。そのうち、以西底引きや旋網のように竹島／独島周辺海域とは一致しない漁場で拿捕された漁船は219隻（96%）を占める。また、この表の「その他」の10隻に関しても、管見の限り竹島／独島周辺海域で拿捕された事実は確認できない⁶⁾。

福原は「竹島／独島周辺海域で拿捕された事実は確認できない」と記したが、同島に最も関係の深い島根県の漁船は竹島＝独島周辺で李ラインを侵した容疑では一隻も拿捕されていない。島根県は上記『フォトしまね』にて李ライン関連で同県から11隻の漁船、114人の乗組員が拿捕されたと記したが、この11隻114名が拿捕されたのは、森須和男によれば表1のようにすべて竹島＝独島以外の場所である。当時、竹島＝独島周辺海域は漁場としてほとんど価値がなかったので、島根県からの出漁がほとんどなかたし、韓国も同海域ではほとんど李ラインの警備をおこなわなかたので、同海域での拿捕はなかつたようである。同海域が好漁場として認識されたしたのは李ラインが撤廃された後の1970

表1 李ライン侵犯で拿捕された島根県の漁船⁷⁾

2011.5.29(日)改
森川 和男

李承晩ライン宣言(1952年1月18日)から日韓条約発効(1955年12月18日)までに拿捕された島根県の漁船

拿捕年月日	船名	漁業基地・船籍	船主	船長	トン数	乗組員数	捕獲地點	漁区	その他
(1954) ①52.11.9	第二大和丸	沖合・浜田基地 出張船三鷹丸	五十嵐正八	米井草二	38t	11人乗	対馬。神崎北西24マイル 釜山西南約120kmの海上		未成年者は8ヶ月後に釣放(4人) 昭和33年4月26日釣放。船没収
(1954) ②52.11.9	第一大和丸	沖合・浜田基地 出張船三鷹丸	大島彌次郎	小川昭	41t(m)	10人乗	対馬。神崎西北西24マイル		昭和33年4月28日釣放。船没収
(1954) ③52.12.21	第三平安丸	沖合・浜田基地 出張船三鷹丸	中島正吉	池野和平	38.34t	10人乗	対馬。神崎灯台西方20マイル	農林222	昭和33年4月28日釣放。船没収
(1955) ④53.9.15	第十八東丸	沖合・浜田基地 出張船三鷹丸	渋谷徳造	麦田敏信	47.70t	13人乗	対馬。西南	農林222	昭和33年4月28日釣放。船没収
(1956) ⑤53.14.18	第六浜富丸	沖合・浜田基地 出張船三鷹丸	浜村幸雄	木村昇	48t	12人乗	対馬。神崎灯台西42~43マイル	農林223	昭和33年4月28日釣放。船没収
(1961) ⑥53.6.13	第二東洋丸	沖合・浜田基地	市木屋菊一	花部啓作	44t	10人乗	微弱約26キロ 対馬。豆駒灯台西北約70キロ N34° 1' E128° 49' 30"	農林222区の6 225区の6	昭和36年11月10日釣放。(船も)
(1962) ⑦53.7.13	第二東洋丸	沖合・浜田基地 底引	市木屋菊一	花部啓作	44t	11人乗	神崎灯台北西28km 対馬。豆駒灯台西北27キロ	農林222区	7ヶ月後釣放・船没収
(1963) ⑧53.8.16	第八大成丸	沖合・浜田基地	藤川伝吉	田中重喜	49.18t	12人乗	対馬。南端西方約50キロ	農林228	24日(23日)後帰国
(1963) ⑨53.8.10	第十六好丸	那賀郡三隅町 (現笠置浜田市)底引	岡見漁業	木村幹夫	13.9t	7人乗	長崎県五島西南445キロ		李承晩ラインで警備艇666号により
(1963) ⑩53.8.10	三宝丸	那賀郡三隅町 (現笠置浜田市)底引	岡見漁業	次藤悟	14.5t	6人乗	長崎県五島西南445キロ		李承晩ラインで警備艇666号により
(1963) ⑪53.9.9	第五清興丸	沖合・浜田基地 大型船底引	大連信之助	中里幸一	46.16t	12人乗	N34° 15' E128° 52'	農林222区の2	昭和38年11月6日船と共に徳國 49日(50日)後
合計 船数11隻・乗組員数114人									

「山陽新聞」「山陰新報」「鳥取新聞」「石見タイムズ」「中國新聞」「毎日新聞」「讀賣新聞」「日韓漁業対抗動向」等により作成

年ころである。

李ラインや竹島=独島漁業に関して『フォトしまね』と同工異曲の記述が隠岐の島町教育委員会が発行した『ふるさと教育副教材』にもみられる。この資料の問題点を福原裕二は、(A)竹島をめぐる領土問題が韓国との間に発生した起点について言及しながら、日韓交渉の過程を看過している、(B)「竹島問題」を日韓間の漁業問題に絡めるとともに、竹島周辺海域を豊富な漁場として特筆している、(C)「竹島問題」の起点でしかない「李承晩ライン」を、「隠岐・竹島・鬱陵島関係年表」(史料⑨)に「韓国が日本漁船の拿捕を開始する」と記載することによって、あたかも「竹島問題」、「李承晩ライン」と韓国による日本漁船の拿捕とが単線的に関連があるかのごとく錯認されている、との3点に集約したうえで次のように批判した。

かかる記述によって次のような韓国・韓国人イメージが形成される可能性がある。すなわち、韓国は、「1951(昭和26)年のサンフランシスコ講和条約ができる過程で、竹島は日本の領土に含まれるとされ」たものを、「サンフランシスコ講和条約が有効となる3か月前」に「『李承晩ライン』を引いて竹島を韓国に取り込み、実力支配を始め」た国である。それだけ

でなく、韓国は竹島周辺海域に出漁した「日本漁船の拿捕を開始」した加害国である。さらに、竹島を実力支配したその結果として、「日本漁船は竹島の12カイリ以内には近づくことはでき」ないのみならず、日本漁業にとって「豊富な漁場」であり、重要な「竹島とその周りの海」では、「ベニズワイガニでいうと4分の1に減ってしま」うなど、深刻な打撃を被っている。竹島問題においては、韓国は加害国である。そうであるにもかかわらず、韓国人はこうした韓国の行為を是認するだけでなく、竹島の領有権を主張する日本人を非難する国民である⁸⁾。

ベニズワイガニ漁の問題は先の『フォトしまね』にも掲載されたが、これも李承晩ラインとは何ら関係がない。理由は、新技術であるカニかご漁が深海のベニズワイガニ漁に応用されるようになったのは李ラインが撤廃された後だからである。さらに付け加えれば、ベニズワイガニは竹島=独島の周辺12カイリ内でも少しあは取れるが、漁民が主漁場としたのは竹島=独島から東北へ300~500kmも離れた魚の宝庫である大和堆である⁹⁾。そこへ1990年代後半から漁業が一段と発達した韓国ベニズワイガニ漁船が多く出漁するようになり、次第に日本漁船の漁獲量が減少したのである。このように、時期も場所もかけ離れた問題を竹島=独島問題に無理やり混入させる島根県や隠岐の島町のやり方はいかがなものであろうか。

一方、隠岐の島町の『ふるさと教育副教材』もサンフランシスコ平和条約について誤解しているようである。同条約の草案過程で竹島=独島はたしかに一時は日本の領土とされた。すなわち、1949年12月29日のアメリカ案で竹島=独島は北海道近辺のハボマイ・シコタンとならんで日本領とされた。しかし、翌年8月7日のアメリカ案以降ではそれらの記述が削除され、最終的に竹島=独島は条約に一言も明記されなかった。そのため、前号に書いたように外務省条約局で竹島=独島問題を担当した川上健三は、同島の帰属は平和条約では定まらなかつたと理解したのである。島根県や隠岐の島町などの「竹島は日本の領土に含まれるとされ」たとする見解は勝手な思いこみであろう。こうした早合点や、「韓国は加害国」というイメージを形成しかねない隠岐の島町の副教材

などは問題の多い冊子である。

3 李承晩ライン宣布の経緯

李ラインに関して「韓国は加害国」という理解は日本では一般的であろう。李ラインは日本漁民に基大な苦痛をもたらし、そうした実態だけがやや一方的に報道されてきただけに無理からぬことである。この節では日本ではあまり知られていない、韓国が李ラインを宣布するにいたった経緯やその背景にある日本漁業の様相をみることにする。

戦前から日本の漁業は諸外国にとって脅威であった。公海自由を標榜して「世界の多くの好漁場に自由に出漁し、沿岸国の立場を充分考慮しなかった¹⁰⁾」場合が時にはあった。日本は、国際捕鯨条約に加入せずに南氷洋で捕鯨をおこなったり、オットセイ条約を一方的に破棄したり、はなはだしくはアラスカのブリストル湾で保全がはかられていたサケ・マスを試験漁業の名のもとに漁獲して地元民を激怒させたりした。

こうした日本の恣意的な漁業が戦後のトルーマン宣言やマッカーサーライン

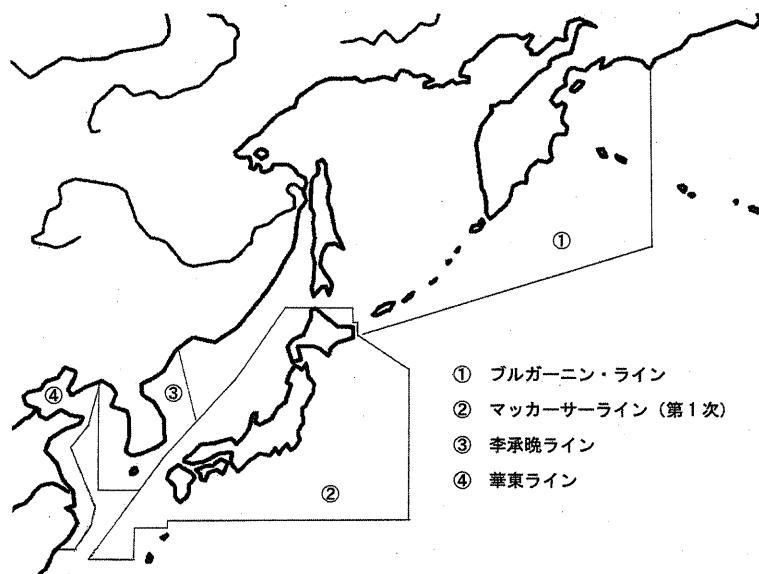


図1 日本周辺の一方的な規制線（時期不同）

（図1）の一因になった。アメリカは終戦直後の9月28日にトルーマン宣言を発し、米国領海に接する公海に大陸棚や排他的漁業の権利を主張した。この宣言は公海自由を認めるそれまでの国際法からみて疑問が多いが、各国はアメリカを非難するどころか、とくに中南米諸国などはトルーマン宣言を奇貨に次々と公海上に漁業管轄権を設定し始めた。こうした潮流は、1955年の海洋法会議（ローマ会議）を経て、公海自由を制限して沿岸国の経済水域管轄権を認める新たな国際法の確立へと向かった。これが現在の200カイリ排他的経済水域の設定につながったことはいうまでもない。

トルーマン宣言の前日、連合軍は日本漁船の操業区域を制限する第1次マッカーサーラインを日本へ通告した。これは翌1946年6月22日に拡張され、第2次マッカーサーライン（SCAPIN 1033）として日本へ通告された。この拡張は濟州島南方の好漁場を図2のように日本へ開放するものであったため、韓国は猛反発した。韓国は連合軍へ抗議を申し入れたが、要求は受け入れられなかつた¹¹⁾。その後もマッカーサーラインは日本の要望に応じて順次拡張されたが、日本の北方や西方に大きな変化はなかった。

日本漁船はマッカーサーラインの外側での漁労を禁じられたが、マッカーサーラインを侵犯する漁船が続出した。この一因に「政府の無謀な漁船建造融資と建造許可¹²⁾」により漁船が乱造されたことがあげられる。こうした過剰な漁船は限られた漁場で魚を乱獲したので漁場を荒廃させ、必然的に採算悪化を招いた。その結果、底引き網業者やサバ巾着網業者などは倒産一歩手前であった¹³⁾。これらの困窮した業者は倒産する前に必死の覚悟で魚を追い求めるので、いきおいマッカーサーラインを侵しがちである。1950年5月、政府は無謀な政策を転換して水産資源枯渇防止法を制定・公布し、補償金を払って漁業許可の取り消しなどの減船整理や操業区域縮小などの措置をとらざるをえなかった。しかし、この措置は抜本的な解決策にならず、マッカーサーラインを侵して拿捕される漁船は減るどころか翌51年には図3のように増えたのである。同ライン撤廃2か月前の1952年2月20日までに拿捕された漁船は、水産庁の統計によれば表2のとおりである。

表2で韓国の備考欄に座礁5隻と記録されているが、これは日本漁船が韓国

表2 マッカーサー・ライン侵犯で拿捕された日本漁船の統計¹⁴⁾

国別	拿 捕 数	帰還船舶	帰還人員	未帰還人員	備 考
ソ連	151	101	1,224	152	
中共	77	1	446	464	
国府	44	14	549	11	
韓国	89	81	969	0	座礁5隻
総計	361	197	3,188	627	

の島嶼や沿岸へ極端に近づいて領海を侵犯したことを意味する。日本漁船は監視の目をくぐって他国の領海内へすらも侵入したのである。このように日本漁船の領海侵犯やマッカーサーライン侵犯が続く中で、もし何の代替措置もなしにマッカーサーラインが撤廃されたら隣接国の沿岸へ日本漁船が大挙して押し寄せるることは火を見るよりも明らかであった。こうした事態に危機感をもった韓国は日本へ漁業交渉を早急に始めたいと提案したが、日本は準備が整わないという理由で交渉を保留した。日本は韓国の申し入れに応じて漁業交渉を速やかにおこなう義務がサンフランシスコ平和条約の第9条および21条に規定されていたが、日本はなかなか応じなかった。そのころの日本は日米加漁業交渉で忙しかったが、基本的にマッカーサーラインが撤廃されて規制がなくなった後に韓国との交渉を始めた方が有利であるとの判断が働いたようである。すなわち、マッカーサーライン撤廃後は日韓漁業交渉が妥結しない限り、日本漁船は韓国の沿岸3カイリ外で自由に操業できるのである。

韓国はこうした事態だけは何としても避けるべく、以前からマッカーサーラインの存続を熱心にアメリカへ働きかけていた。しかし、平和条約の調印を急ぐアメリカは、漁業問題をサンフランシスコ平和条約から切り離して日本と各国との二国間交渉にゆだねる方針だったので、韓国の要求を拒否した。そのため、韓国は平和条約後の日本漁船対策が焦眉の急であり、拱手傍観するわけにはいかなかった。この時、もし日本がアメリカへ提案したようにマッカーサーラインに代わる何らかの自主規制案を韓国へも表明していれば、李ラインの宣言はあるいはおこなわれなかつたかも知れない。日本は古くから朝鮮近海に漁

業規制が必要であることを充分認識しており、世界に先駆けて朝鮮周辺の公海上に漁業規制線をすでに1911（明治44）年には引いていたくらいである。すなわち、日本は朝鮮総督府令68号「漁業取締規則」にてトロール漁業の制限区域を設けていた。これは漁業技術の発達に応じて1929（昭和4）年には府令109号「朝鮮漁業保護取締規則」によって規制区域を拡大し、図2に示すトロール規制線を引いた。同時に底引き網漁に対しても規制線を引くなど、公海での漁業を制限していたのである。戦後、日本の水産庁はこのトロールを規制する保護水域について、「保護水域ラインは今の李ラインに大体似ているが、東では稍狭い¹⁵⁾」範囲であると認識したようである。

このように日本は朝鮮や台湾周辺の公海における漁業規制の前例があるにもかかわらず、戦後は極東では自主規制の意思を示さなかった。吉田茂首相はダレス宛の書簡（1951.2.7）で「1940年に操業していなかった漁場」では操業を自肅すると約束したが、これは、極東では自主規制をおこなわないことを意味した。そのような意図をもち、日米加漁業交渉の妥結後はマッカーサーラインの早期撤廃を画策する日本に対し、隣接諸国は不信感を増大させたことはいうまでもない。そのため、ソ連、中国、韓国はそれぞれの沿岸海域に一方的な規制線を設けた。当時の韓国は朝鮮戦争の最中で混乱の渦中にあったが、日本の動きに合わせて李ライン（平和線）を1952年1月18日に宣布した。これが「大韓民国隣接海洋の主権に対する大統領の宣言」である。これについて加藤晴子は次のように記した。

日本は連合国に対しては「公海自由の原則」は文字通りには通用しないことを認めながら、韓国に対しては、いまだにそれを通用させようと、きわめて公平さを欠いた態度をとっていたのである。

韓国李ライン宣言は、日本このような韓国に対する態度への自衛措置として無理からぬことであったといえよう。

韓国は、日本はアメリカ、カナダに対しては自ら漁業協定を提起し、アメリカ、カナダ近海における操業を自肅したにもかかわらず、準備ができていないとの理由で交渉の呼びかけに応じなかつたとして、それを「明白

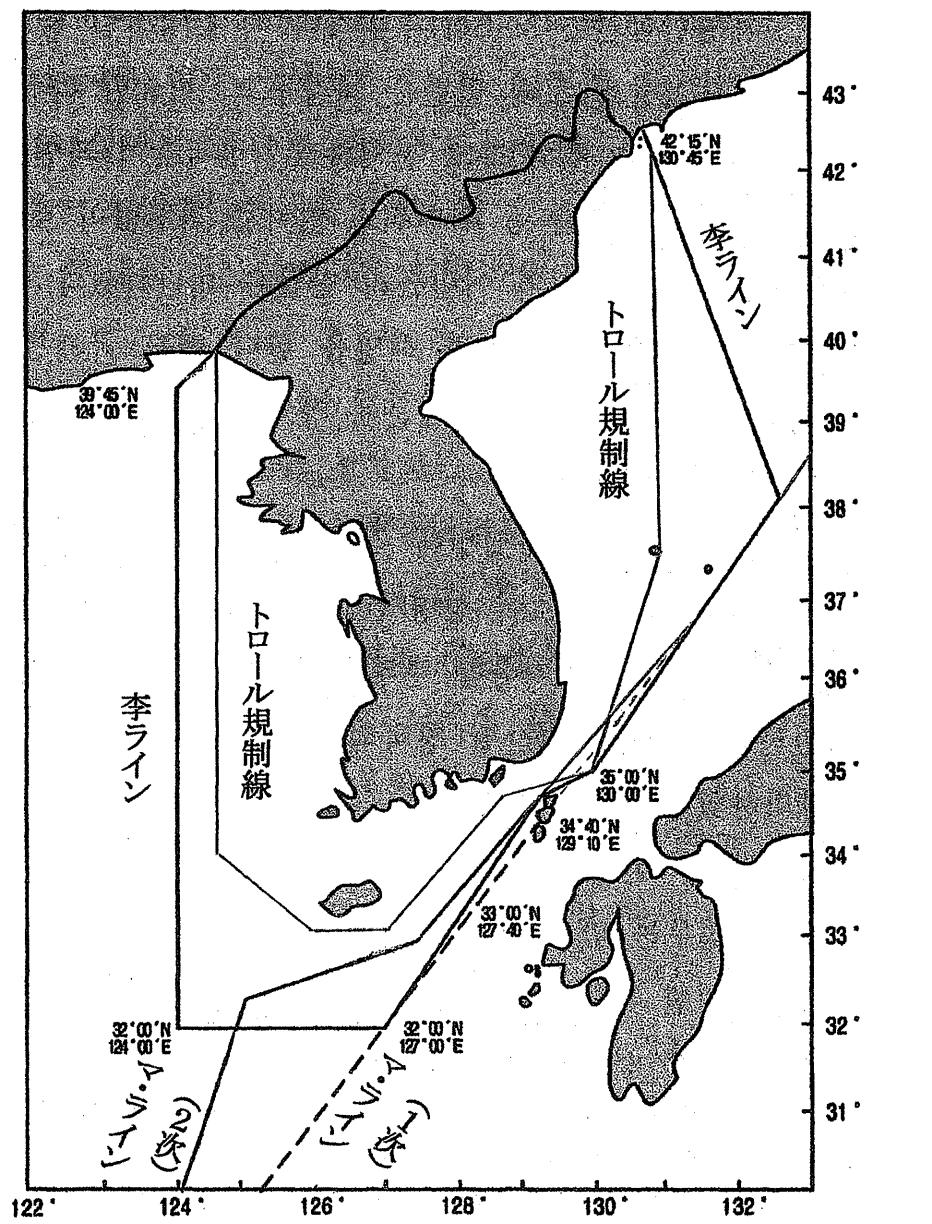


図2 トロール規制線、マッカーサーライン、李承晩ライン
(崔宗和『現代韓日漁業関係史』世宗出版社(ソウル、2000)、図1-2に加筆)

な国際法上の不法行為であり、これについてわが国は自らの権利を確保するため自助権行使せざるをえ」¹⁶⁾ず、非常措置として「平和線」を宣布したと述べている¹⁶⁾。

日本の態度が国際法上の明白な不法行為であったかどうかは別にして、日本は韓国との交渉義務を速やかに果たそうとしなかったことは責められてしかるべきであろう。もし、日本が1951年秋までに韓国との漁業会談を始めていたら、韓国は李ライン宣言をおこなわなかつたとされるが¹⁷⁾、日本は多忙のため当面の交渉が無理なら、せめてマッカーサーライン廃止後の暫定的な自主規制案を示すべきであった。そうした配慮を欠いたために韓国の李ライン宣布を招いてしまったのである。

李ラインの範囲は図2のように第1次マッカーサーラインのほぼ外側におかれた。韓国は第2次マッカーサーラインにきわめて不満だったので、第1次マッカーサーラインを基準にしたのである。なお、韓国水産局の当初の案で竹島=独島が李ラインに含まれなかつたことは注目に値する。当時の竹島=独島周辺海域は漁業価値がほとんどなかつたので、水産局は同島を李ラインの範囲から除外した。この案に対して外務部は竹島=独島の領有権を明確化するために竹島=独島を取り入れた李ラインの修正案を提案し、最終的に承認されて公布された¹⁸⁾。

さて、マッカーサーラインは平和条約発効の3日前に撤廃されたが、その後も日本の周辺国は引き続き日本漁船の拿捕をおこなつた。1948年から1965年までの拿捕状況は図3のとおりである¹⁹⁾。内訳はソ連が1,146隻、韓国が320隻、中国が187隻、アメリカが53隻、台湾が51隻、インドネシアが23隻、フィリピンが13隻、北朝鮮が9隻、パキスタンが4隻、オーストラリアが3隻、エクアドルが3隻、スペインが1隻、メキシコが1隻などで、アジアのみならず世界各国で日本漁船が拿捕されている。韓国では済州島城山浦の南方わずか3.2km沖で日本漁船の松寿丸と海鳳丸が1952年9月12日に拿捕された²⁰⁾。これは明らかな領海侵犯であるが、多くの漁船が拿捕されたのは各国により一方的に設けられた規制線に対する侵犯である。日本の周辺には図1に示すソ連のブルガ-

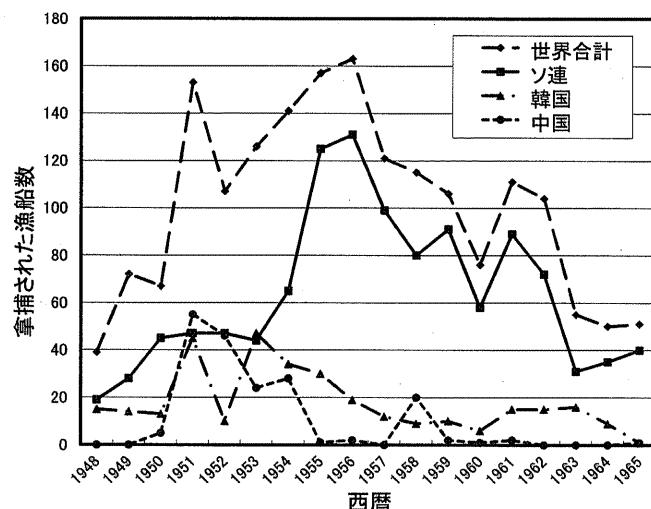


図3 拿捕された日本漁船数（1948～65）

ニン・ライン、中国の華東ライン、韓国の李ラインなどが時期は異なるが一方的に引かれた。この他にも規制区域が図2のトロール規制線よりやや狭い国連軍のクラーク・ライン（防衛水域）が1952年9月末から約1年間引かれた。これが公表されたときに釜山では祝賀のチョウチン行列がおこなわれたが²¹⁾、この規制線は韓国軍警による日本漁船拿捕にはずみをつけた。そのあげく、クラーク・ラインを侵犯した大邦丸が逃走中に乗組員が不幸にも射殺される事件まで起きた²²⁾。一方、台湾近海では軍事機密として規制区域が公表されない防衛水域が引かれ、日本漁船の操業は困難であった²³⁾。こうした沿岸国による一方的な規制線によって公海における漁業の自由は失われ、それらの規制線はその後の日本との二国間漁業交渉に重大な影響を与えた。公海での漁業について朝日新聞社説（1965.12.13）はこう記した。

日本の漁業は、北洋から南極海まで、すべての海で魚をとりまくってきた。すぐれた技術と、勤勉勇敢な漁業労働者の勝利であった。“りやく奪漁業”、“海賊漁法”といわれながらも、世界最高の成果をあげてきた。しかし同時に、世界の海洋資源も減少はじめた。

日本漁業がまずつきあつたのは、強大国の壁である。北洋でソ連に、太平洋のまん中では、アメリカによって線が引かれた。だが、壁に当たれば、壁をよけて、新たな漁場を開拓した。

日本は大国が一方的に公海上に設けた壁はよけても、「弱小国」である韓国が設けた壁には正面から立ち向かった。この違いはどこから來るのであろうか。衆議院で自由党の佐々木盛雄議員は「日本人の生命財産が、韓国側の海賊的な行為によって不当に蹂躪されておる……國敗れたりといえども、この地球上の一弱小国であるところの韓国から、日本がこんな屈辱を受けて手も足も出ない、まことに醜態でないかという声は、私はけだし一般の輿論、國論としては当然のことであろうと思います²⁴⁾」と述べた。大国による拿捕は屈辱にならないが、弱小国による拿捕は屈辱であり、我慢がならないということであろうか。

4 竹島=独島漁場の利用

李ラインは1965年12月18日「日本国と大韓民国との間の漁業に関する条約」、いわゆる日韓協定中の漁業条約が発効した時に廃止された。日韓協定にはサンフランシスコ平和条約と同様に竹島=独島に関する規定は一切なかった。そのため、両国は漁業条約にいう専管水域を設ける際に引き続き竹島=独島を自国領とみた。韓国はその専管水域を明示しなかったが、日本は竹島=独島周辺の専管水域を明示した。これに韓国は反発し、海洋警察隊の警備艇を12月20日に竹島=独島へ急派し、「もし日本漁船が無断で同島周辺の水域（12カイリ）を侵犯すれば国内法と国際慣行に基づき断固たる措置をとる²⁵⁾」と言明した。しかし、警備艇の派遣は長続きしなかったようである。実際問題として竹島=独島周辺は海が深いなど漁獲条件が悪かったので、同島周辺での捕魚は日韓両国ともにほとんどなかった。したがって、韓国警備艇が「断固たる措置をとる」必要はほとんどなく、監視体制はいつの間にか消えたようである。

(1) イカ、カニ漁の隆盛

戦後、竹島=独島周辺で韓国人の根付漁業以外に本格的な漁業が初めておこ

なわれたのは日韓両国共に1970年ころであった。日本ではイカ漁の技術が発達した影響であった。山陰地方で自動イカ釣り機が普及し、イカ釣り漁船が中・大型化するや、1967年ころから沖合漁業が本格的になり²⁶⁾、初めて竹島=独島の周辺海域が好漁場として利用されるようになった。加えて、山陰地方では東シナ海の東経128度30分を境とする以西底引網漁業が人手不足や採算悪化などで新たな活路を模索していた時期であったが、そんな時に秋生まれイカの新漁場が開発されたことも一因になって彼らがイカ漁に転進するようになり、竹島=独島周辺へも出漁するようになった。イカ漁以外ではベニズワイガニ漁が竹島=独島周辺の深海でもおこなわれるようになった。これも技術の進歩とともになもので、カニかご漁法が1962年に富山県で開発された後、技術が改良されて1970年に島根県・鳥取県へ普及した²⁷⁾。カニかご組合が島根県では1971年に、鳥取県では1972年に設立され²⁸⁾、漁法の発達にともなって竹島=独島の周辺の深海でもカニかご漁がおこなわれるようになった。そのころは韓国の警備艇が竹島=独島から姿を消して久しい。

こうした折、世界的に領海を12カイリ、経済水域を200カイリにする機運が盛り上がってきた。領海を12カイリとする領海法を日本は1977年7月1日に、韓国は翌年4月30日から施行した。当然、両国はそれぞれの領海に竹島=独島を含めた。特に、竹島=独島を実際に支配する韓国は領海を固守すべく、警備艇を竹島=独島周辺へ派遣し、日本漁船に12カイリ外への退去を求めた。これは日本が領海法を施行した時にすでに予測されていた事態であり、来るべきものが来たのである。

1978年5月当時、竹島=独島の周辺海域にて日本では主に島根県および鳥取県の漁業者が漁をおこなっていた。具体的にいうと、鳥取県境港冷凍船OBグループが15隻、島根半島グループが12隻、境港近海冷凍船連絡協議会が23隻、無所属10隻、計60隻が操業していた²⁹⁾。これらはほとんどがイカ釣り漁船である。季節的に「竹島の周辺4カイリ内は（スルメイカの、筆者注）いい漁場³⁰⁾」である。両県の沖合イカ釣り漁船の総数は、島根県44隻、鳥取県34隻、計78隻であるが、この中で浜田港を基地とする20隻は山口県見島沖にて操業中だったので³¹⁾、残りの50隻近くが竹島=独島周辺で操業していたとみられる。

これらイカ釣り漁船以外にはカニかご漁船がベニズワイガニ漁をしていた。島根県カニカゴ組合専務の角田岩信は「竹島近海は地形的にカニカゴ漁にとって価値の高いところ、しかもそれは島から3—7カイリぐらいの所、ここでは毎年15、6隻が操業しており、漁場を奪われることは漁民の死活問題だ³²⁾」と訴えた。ただし、事件当時に竹島=独島周辺12カイリ内で何隻が操業していたのかは不明である。

竹島=独島周辺の漁業規模は、「県農林水産部のまとめでは、島根県内の漁船が52（1977）年中に竹島近海12カイリ内で水揚げした額は、スルメイカ（5—6月）が44隻で1.75億円、ズワイガニが3隻で7千万円、その他含めて2億4千万円にのぼる³³⁾」という。鳥取県の漁船数は島根県よりやや少なめである。今後、もし竹島=独島周辺12カイリ内で漁ができるとなれば、両県の漁民は約5億円の漁場を失うことになる。困った漁民は県や国に対して竹島=独島周辺12カイリ内での安全操業の保証、および損失補償を要求はじめた。

こうした声を背にして日本政府は北東アジア課課長を1978年5月末に韓国へ派遣して折衝にあらせた³⁴⁾。韓国と交渉の結果、漁業問題は非公式の政治折衝で解決されたという。その概要は、「竹島の領有権を日韓両国が主張しているため、双方の立場を損なうことがないよう、極めて非公式な形で行われ、お互いに竹島12カイリ内での監視体制を緩めることにより、両国漁船の相互乗り入れが可能となる条件を作り出すとの内容³⁵⁾」であった。この結果、韓国の警備艇は5月26日には竹島周辺から姿を消し、日本漁船は12カイリ内での漁を再び始めたという。韓国側が態度を軟化させたのは「竹島問題がこじれれば、ヤマ場を迎えた日韓大陸だな協定特別措置法案の国会審議にマイナスの影響を与えることを韓国側が懸念した³⁶⁾」ためとされる。こうして春から夏にかけてのイカ・カニ漁問題は両国の「暗黙の了解」によって取りあえず解決した。

しかし、暗黙の了解が永続する保証はない。日本は秋シーズンのイカ漁を安定的におこなえるよう、同年9月に開かれた日韓外相会議にて竹島=独島での漁業問題を取りあげた。交渉では以前のように日本漁船の操業を黙認する方式で韓国の了解が得られつつあったようだが³⁷⁾、そのニュースが韓国で報道されるや反発する声が強まり、結局合意に至らなかった。その結果、竹島=独島周

辺での安定操業は困難になった。そのため、漁民は竹島＝独島への出漁をあきらめ、他の漁場へ転進するしかなかった。これに要する経費に対して国は低利の融資をおこなった。すなわち「国際規制関連維持安定資金」として島根、鳥取の両県に計10億円の特別融資が1981年8月から始まった。島根県では中型イカ釣り漁船32隻、ベニズワイガニ8隻、大中型巻き網7統が合計5.21億円の融資を受けた³⁸⁾。この補償措置によって山陰漁民は竹島＝独島の周辺12カイリ内の漁業を確実に放棄したのである。

(2) 韓国人の竹島＝独島漁業

戦後、多くの韓国人が竹島＝独島でワカメなどを自由に採取したが、1956年にはワカメ漁が許可制になり、鬱陵郡水産協同組合が権利者になった。組合はワカメ漁を毎年の入札制にし、落札者は濟州島出身の海女を時には数十名雇つてワカメ漁をおこなった³⁹⁾。こうした鬱陵島民によるワカメ漁は1972年にも確認されている⁴⁰⁾。1965年以降は竹島＝独島に崔宗徳が居住するようになり、彼が根付漁業権の運用を実際におこなうようになった。1987年以降は彼の婿である조준기（崔宗徳の婿）が、1991年以降は鬱陵郡水産協同組合傘下の道洞漁村契が直接運用することになった⁴¹⁾。

一方、韓国政府は1969年3月に竹島＝独島周辺の漁場開発を試み、韓国国立水産振興院所属の調査船「智異山号」（150トン）と試験操業の漁船10隻が竹島＝独島近海で531トンのサケ・マスを漁獲した。日本水産庁の調べによると「この海域は竹島＝独島を12カイリ幅でかこむ水域⁴²⁾」にかかっているという。こうした成果のもとに、韓国は1972年ころから水産庁が竹島＝独島開発構想を練るなど周辺海域の漁業を見直す動きが活発になり⁴³⁾、同海域への出漁が増加した。その結果、1978年には多数の韓国漁船が竹島＝独島へ出漁していたことが島根県により確認された。具体的には、島根県は県水産試験場の調査船「島根丸」を派遣し、5月14日に竹島＝独島周辺にて漁業の実態調査を実施したが、それによると竹島＝独島の西4.4—7.5カイリ内では国籍不明の小型（40～50トン）漁船40隻が刺し網漁をおこなっていたという⁴⁴⁾。国籍不明としたのは、島根丸は竹島＝独島から12カイリ以上離れてレーダーで船影を確認しただけなの

で、船籍はわからなかつたのである。その当時、日本漁船はほとんど12カイリ外に退避したとされているので、それら40隻は韓国船であると島根丸は断定した。それらの漁船は、ほとんどがサンマ漁をおこなつたようである。

(3) 竹島＝独島での拿捕事件

1981年に補償を受けた日本漁民は竹島＝独島の周辺12カイリから撤退し、海上保安部も「巡視船でパトロールの際、竹島の12カイリ内で操業している船があれば、トラブルを防ぐ意味から外に出るように指導⁴⁵⁾」するようになった。こうした指導が効果を發揮したのか、あるいは韓国の警備が手薄だったのか、竹島＝独島周辺で拿捕される日本漁船は1隻もなかつたようである。

ところが、1989年11月になって竹島＝独島の周辺海域で拿捕事件が起きた。山陰中央新報（1989.11.18）によると事件の経過は、「韓国外務省が16日午前、同（駐韓日本、筆者注）大使館に連絡してきたところによると、第66大吉丸は12日午後3時ごろに竹島の北方約8キロ付近で、さらに15日午後2時ごろにも同南西約10キロで操業していて韓国の警備艇から領海侵犯の警告を受け、この時は退去したという。しかし、15日午後6時10分ごろ、再び竹島附近で操業しているのを発見され、警告したが退去せず同午後8時15分、竹島北東約15キロで拿捕された」という。第66大吉丸は二度も韓国警備艇の警告を受けても、なお場所を変えてベニズワイガニ漁をおこない、とうとう拿捕されたようである。ちなみに大吉丸の船長と漁労長の長崎兄弟は、前年1月にソ連の200カイリ経済水域内で禁止されているベニズワイガニ漁をしたとしてソ連警備艇に拿捕され、乗っていた第5神漁丸は没収されたという⁴⁶⁾。今回、長崎船長らは拿捕の翌日に大吉丸とともに釈放された。大吉丸が所属する鳥取県の大吉水産社長の志水はこの事件について「だ捕というよりは洋上よりも港でゆっくりと話を聞きたい、ということだったようだ。特に取り調べが厳しかったとは聞いていない⁴⁷⁾」と語った。また、鳥取県カニかご漁業組合長の岩田美喜雄は「この日も第66大吉丸以外にも二、三隻が操業していたはずだ⁴⁸⁾」と語っていたので、韓国は退去しようとしている大吉丸だけを警告的な意味合いで拿捕したようである。この事件以後は竹島＝独島周辺での拿捕事件は起きていません。また、竹島

=独島の周辺12カイリ内で日本漁船が操業したという記録もほとんどないようである。特に1993年末以降は日本の艦船などを警戒するため竹島=独島にレーダーが設置されたので⁴⁹⁾、日本漁船が操業するのは困難であろう。

5 結論

竹島=独島漁業に関連して数々の神話が伝えられているが、その真偽は以下のように結論づけることができる。

神話1. 竹島=独島の周辺海域は豊富な漁場である。

この海域は海が深いので底引き網漁などに適さず、しかも島には水がほとんどなく、船の係留も困難であり、隠岐島からも遠かったため、1899年ころのフカ漁以外に長らく捕魚はほとんどおこなわれなかった。この海域が好漁場として認識され始めたのは、日韓両国共に1970年ころであった。日本ではイカ・カニ漁の技術が進歩した結果であり、韓国では試験的なサケ・マス漁が成功した結果であった。

神話2. 戦前、竹島=独島へ多くの島根県漁民が出漁していた。

戦前、竹島=独島へは島根県からアシカ猟を許可された2～4名が一枚の鑑札を持ち、1941年まで共同でアシカ猟をおこない、ついでにアワビ漁をおこなった。それ以降は戦争のためにアシカの需要がなくなったので猟を放棄し、鑑札も期限切れとなった。竹島=独島は禁漁区であり、これ以外の漁は禁止された。したがって、多くの漁民が出漁したというのは過大な誇張である。

神話3. 竹島=独島はアワビやサザエ、ワカメなどが豊富な宝の島である。

竹島=独島ではアワビなどが豊富なように見えるが、これは当時の適漁期が凧期間の5月から8月の4ヶ月間に限られて休漁期間が長かったためである。元来、島が小さいのでアワビなどの絶対量は少なく、収益は高が知れている。竹島=独島が少数漁民の独占であれば「宝の島」になり得るが、公共的にみれば「宝の島」は明らかに誇張である。

ちなみに、サザエはいわゆるジサザエであり、身が固くて日本人の嗜好に合わない。また、適漁期のワカメは時期的に質が悪く、日本では商品価値が劣る。しかし、韓国では問題ないようである。

神話4. 李承晩ラインの設定によって、竹島周辺海域に出漁した漁船が数多く拿捕された。

李ラインは1952年1月に引かれ、1965年12月に撤廃された。この期間、竹島=独島の周辺海域は漁場として魅力がなかったので日本漁船の出漁はほとんどなかった。わずかに島根県と海上保安庁が共同でお膳立てした根付漁業が一度だけ知られているのみで、李ラインを侵して竹島=独島周辺で拿捕された漁船は1隻も知られていない。

神話5. 公海は自由である。

すぐれた技術をもつ日本の漁業は、朝日新聞が記したように“りやく奪漁業”、“海賊漁法”といわれて諸外国から警戒されてきた。それが一因になり、終戦直後にアメリカはトルーマン宣言を発し、沿岸管轄権を主張した。これは国際法上問題が多いが、世界各国はそれを奇貨に沿岸漁業管轄権を主張し始めた。また、日本の周辺には連合国マッカーサーラインが引かれたのを始め、同ライン撤廃後はソ連のブルガーニン・ライン、中国の華東ライン、韓国の李ラインなどが引かれ、日本漁船の操業は一方的に規制された。こうして公海における漁業自由の原則は失われたのである。こうした沿岸国による漁業規制は今日の200カイリ排他的経済水域（EEZ）につながったことはいうまでもない。

注

訂正

本誌32号、「明治時代の鬱陵島漁業と竹島=独島問題（2）」46頁にて図5の説明文を「檜垣直枝「復命書」付属地図（1883）」に訂正する。

- 1) 島根県広報文書課「極秘 竹島について」、『昭和二十八年度竹島関係綴』、1953。
- 2) 同上。なお、外務省アジア局第二課『竹島漁業の変遷』(1953、島根県立図書館所蔵)に大蔵省の土地台帳の一部が書写されているが、その19頁に「島根県穩地郡五箇村独島」と記されている。しかし、同書28頁では同じ台帳の「独島」に該当する箇所に墨塗りがされている。
- 3) 朴裕河『和解のために』、平凡社、2006、p. 194。
- 4) 藤井賢二「島根県の漁業者と日韓漁業紛争」、『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』、2011、p. 88。
- 5) 藤井賢二、前掲書、2011、p. 88。
- 6) 福原裕二「‘竹島’関連言説の検討」、『総合政策論叢』17号、島根県立大学、2009、p. 72。
- 7) 資料は森須和男氏より提供を受けた。
- 8) 福原裕二、前掲書、p. 66。
- 9) 島根県かにかご漁業組合 西野正人組合長の談話、『フォトしまね』161号、p. 16。
- 10) 日韓漁業協議会『日韓漁業対策運動史』、1968、p. 10。
- 11) 池鉄根『韓日漁業紛争史』、韓国水産新報社(ソウル)、1989、p. 64。
- 12) みなと新聞社編『漁業で結ぶ日本と韓国』、1965、p. 42。
- 13) 浅野豊美・吉沢文寿・李東俊『日韓国交正常化問題資料』第1期7巻、現代史料出版、2010、p. 1。
- 14) 水産庁編『水産業の現況』1952年版、324頁の表をもとに作成。
- 15) 浅野豊美・吉沢文寿・李東俊、前掲書、現代史料出版、2010、p. 9。
- 16) 加藤晴子「戦後日韓関係史への一考察(下)」、『日本女子大学紀要』29号、p. 14。
- 17) 浅野豊美・吉沢文寿・李東俊、前掲書、p. 47。
- 18) 金東祚『韓日の和解』、サイマル出版会、1993、p. 11。
- 19) 海上保安庁『海上保安庁30年史』、海上保安協会、1979、pp. 434-435の表を元に作成。
- 20) 朝日新聞、1952. 10. 9。
- 21) 朝日新聞、1952. 11. 16。
- 22) 朝日新聞、1953. 2. 20。
- 23) 山陰新報、1953. 10. 6、夕刊。
- 24) 衆議院外務委員会(1953. 10. 28)における佐々木盛雄発言。
- 25) 朝日新聞、1965. 12. 21夕刊。
- 26) 『西部日本海のいか釣り漁業』、近畿農政局、1973、p. 16。
- 27) 日本水産学会『かご漁業』、恒星社厚生閣、1981、p. 81。

- 28) 富山県水産試験場・島根県水産試験場・鳥取県水産試験場『ベニズワイの資源と生態に関する研究報告書』、1988、p. 1。
- 29) 山陰中央新報、1978. 5. 11。
- 30) 山陰中央新報、1978. 5. 14。
- 31) 山陰中央新報、1978. 5. 11。
- 32) 『島根タイムス』、1978. 5月号、p. 8。
- 33) 山陰中央新報、1978. 5. 16。
- 34) 山陰中央新報、1978. 5. 26。
- 35) 読売新聞、1978. 5. 26朝刊。
- 36) 読売新聞、1978. 5. 26朝刊。
- 37) 朝日新聞、1978. 9. 5朝刊。
- 38) 『山陰経済ウィークリー』、1981. 9. 1、p. 19。
- 39) 慶尚北道編『独島住民生活史』、2010、p. 6。
- 40) 京郷新聞(ソウル)、1972. 8. 15。
- 41) 朴成容『독도·울릉도 사람들의 생활공간과 사회조직 연구』、景仁文化社(ソウル)、2008、p. 65。
- 42) 朝日新聞、1969. 3. 28朝刊。
- 43) 京郷新聞(ソウル)、1972. 8. 15。
- 44) 山陰中央新報、1978. 5. 16。
- 45) 山陰中央新報、1989. 11. 18。
- 46) 山陰中央新報、1989. 11. 17。
- 47) 山陰中央新報、1989. 11. 19。
- 48) 山陰中央新報、1989. 11. 17。
- 49) ソウル新聞、1993. 10. 14。